

茶業と農村

第一部 茶業に於ける農民資本の形成
 第二部 茶業と農民層の分化

内山政照
 石黒重明

茶は我が國農産物の中で重要な換金作物の一つであるばかりでなく、又生絲に次いで重要な輸出農産物として注目される。

とくに戦後海外市場が、アメリカはコーヒーと紅茶に代替されており、新興のアフリカは有力な中國茶との競争に當面せねばならぬ等、甚だ先行樂觀を許さない状態となつたため、一方海外市場の開拓の問題と共に、國內における茶の價格形成の機構についても新たな時代的關心が向けられつつある。從來茶はその生産が局地に偏しているため、又その生産、加工、流通過程が農民と資本との鋭い對立關係ではなく、漸層的な構造を成していたため農業問題として多くの注意を受けなかつた嫌いがある。

われわれは去る三月上旬、日本の代表的茶業地帯である静岡縣榛原郡のK村で生葉及び荒茶の生産流通事情について若干の調査をしたか、この報告では各段階の生産費構成―價格形成の

問題には觸れず、その背景をなすところの茶の生産流通構造の特性、その漸層的な構造が農民資本の形成と農民層の分化に與えた特殊な影響の形態について報告したい。執筆は第一部を内山、第二部を石黒が擔當した。

第一部 茶業における農民資本の形成

一、茶業專業化の傾向

茶の栽培農業者は、昭和一六年度の夏期調査によれば、全國（沖繩を含む）總計一〇六萬八千で、全農家五四七萬四千戸の約二〇パーセントを占め、北海道、青森を除く全府縣に廣く分布している。

しかし、次に見るように、そのうちで茶を主要収入源泉とする

農家は、はるかに少くなつて、ほとんど大部分の茶栽培農業者は、自家用あるいは軽い副次的収入源として茶の栽培を行つてゐるにすぎないことを知る。

すなわち同じく昭和一六年度の夏期調査によれば、過去一ヶ年の現金収入のうち茶を唯一又は第一の主要現金収入とする専業農家は、全専業農家の約〇・七パーセント、一七、〇〇〇餘戸、第二の主要現金収入とするものは、〇・八パーセントで、一六、〇〇〇餘戸、合計一・五パーセント、三三、〇〇〇戸にすぎない。これを更に第一種兼業農家まで含めた本業農家の總數についてみると、茶を第一の現金収入とするもの〇・九パーセント、第二の主要現金収入とするもの〇・八パーセント、合計一・七パーセントで戸數にして七二、〇〇〇餘戸を占める。

本業農家の主要現金収入源として各作物の占める比重を見るに、主食及び繭以外では、煙草(四・〇)、養牛(三・四)、大根(一・九)、柑橘(一・九)、甘蔗(一・八)で、茶は一・七パーセントでこれらのものに次いでいる。そして他の工藝作物、蔬菜、果樹、畜産の各商品作物より高位にある。のみならず、茶の場合には前述のように第一収入源泉農家の割合(〇・九%)が第二収入源泉農家の割合(〇・八%)よりかえつて大きいといふことは、茶栽培が著しく集中的傾向にあり、専業栽培者が多いということを示すものである。(他の蔬菜、畜産部門では逆に第二収入源泉農家の割合が、第一収入源泉農家の割合より大きい。従つてこれらは一般的には副業として営まれてゐる場合が多いと云えよう。)

さらにこれの地域的觀察を行うときは、一そうはつきりと、それが専業化の傾向を示し主要茶業地帯の成立していることを知ることが出来る。すなわち静岡縣の専業農家のうち二〇パーセント近くが、茶を唯一又は第一の現金収入としてゐる。(第一表)

第1表 茶専業農家の地域分布

	専業農家 (A)	唯一又は第一の現金収入とする専業農家 (B)	同割合 (B/A)%
静岡県	66,324	12,973	19.6
京都府	28,831	688	2.4
奈良県	27,769	322	1.2
三重県	45,691	355	0.8
鹿児島県	114,833	536	0.5
埼玉県	83,668	321	0.4
全国	2,303,901	17,097	0.7

註 (1) 「事變下吾が國農家の概觀、一昭和一六年度夏期調査を中心として」p.41.より。

(2) 鹿児島、埼玉は筆者による計算。

以上は昭和一六年度のデータであるが、昭和二二年度については吾々はさらに詳細な數字をもつてゐる。第二表によると、こゝでも亦とくに、静岡縣が全現金収入に對する茶業現金収入の比率五〇パーセント以上を占める農家の壓倒的多數を占め、其他の諸縣に比して實數、比率に於て茶専業度の著しく高いことを知ることが出来る。

第2表 茶業現金収入の全現金収入に對する比率別茶業者實數及び百分比

現金収入比 府 縣	總 數	10%未満	10—30% 未 滿	30—50% 未 滿	50%以上
總 數 (百分比)	323,487 (100)	231,859 (71.7)	57,038 (17.6)	22,742 (7.0)	16,848 (5.2)
埼玉縣 (百分比)	20,617 (100)	18,795 (91.2)	1,417 (69.0)	247 (1.2)	158 (0.8)
静岡県 (百分比)	70,008 (100)	19,617 (28.0)	22,847 (32.6)	15,986 (22.8)	11,558 (16.5)
三重縣 (百分比)	13,616 (100)	7,768 (57.1)	3,688 (27.1)	1,175 (8.6)	985 (7.2)
京都府 (百分比)	21,956 (100)	19,450 (88.6)	822 (3.7)	567 (2.6)	1,117 (5.1)
鹿児島縣 (百分比)	96,284 (100)	88,031 (91.4)	6,941 (7.2)	846 (0.9)	466 (0.5)

(註) 全國農業會茶業部、昭和21年度茶業統計 p.49.

次に歴史的にその茶園反別及び製造戸數の變遷をたどつて、その集中の傾向を知ることしよう。第三表は静岡県に於けるそれを示す。大正三年より昭和二十一年までをとれば、茶園反別に於て

第3表 静岡県への茶園の集中と、製造規模の擴大

	大 正 3 年		大 正 10 年		大 正 14 年	
	茶園反別	製造戸數	茶園反別	製造戸數	茶園反別	製造戸數
静岡県	11,226.6	56,724	12,465.8	39,070	12,804.4	34,201
全 國	30,108.4	1,061,412	28,796.8	1,151,329	27,046.7	1,106,667
%	37.3	5.3	43.3	3.4	47.3	3.1
	昭 和 7 年		昭 和 12 年		昭和19年	昭和21年
	茶園反別	製造戸數	茶園反別	製造戸數	茶園反別	茶園反別
静岡県	13,949.0	29,769	14,665.1	24,845	14,905.9	9,679.8
全 國	27,250.6	1,132,489	29,430.1	1,124,406	22,352.6	15,465.0
%	51.2	2.6	49.8	2.2	66.7	62.6

(註) 昭和12年までの實數は農林省農務局、茶業要覽(昭14.3)に、19年21年は第21・23次農林省統計表による。

全國比三七%より、四三%、四七%、五一%、五〇%、六七%、六三%と各年に於ては着實に増加する傾向を示す一方、製造戸數に於ては、全國の五・三%（大正三年）より、三・四%、三・一%、二・六%、二・二%（昭和二年）と減じている。即ち茶園反別比に於て擴大するとともに、製造戸數比に於て著しく減少し、茶栽培の地域的集中と製造規模の擴大が見られたこと。ここに商業的農業及びその加工過程の典型的進行過程が見られると云えよう。この過程は茶園經營規模別、及製茶規模別の各分布の累年比較によつてより嚴密になされうであらうが、いまここには示さない。

以上の全國的過程はほとんどそのまま靜岡縣内各郡についても適用されう。第四表はそれを示したもので、大正三年、同十年、同十四年、昭和七年の各年次に於て、安倍郡、榛原郡、志太郡、小笠郡、富士郡の最大五郡がほとんど全縣茶園面積の七割を占めつづけている。そして殘餘の諸郡は、僅かに残りの三割程度を栽培するに過ぎない（下段百分比表參照）。そのうちでも榛原郡の著しい進出と小笠郡のそれとが注目されねばならぬ。他の三郡は減少しているか、現状維持に止る。ここにもほぼ全國的に見られた事實傾向即ち特定郡への茶園の集中と製茶規模の擴大の傾向があらわれている。

次にさらに榛原郡についてより以前にさかのぼつてやや詳細にこのような過程を観察してみよう。第四表の二はそれを示す。すなわち茶園反別は明治一七年より大正五年にいたる三十三年間に約二・三倍に増加したのに對し、その生産額は一・一萬貫から七一

第4表 靜岡縣各郡に於ける茶業專業化の傾向

	大 正 3 年				大 正 10 年				大 正 14 年				昭 和 7 年			
	茶 反	園 別	製 戸	造 數	茶 反	園 別	製 戸	造 數	茶 反	園 別	製 戸	造 數	茶 反	園 別	製 戸	造 數
富 士 郡	1,110.5		2,242		1,592.4		956		1,632.1		1,544		1,394.8		819	
安 倍 郡	2,596.2		8,672		2,326.7		6,691		2,084.4		5,728		1,776.9		4,010	
志 太 郡	1,573.4		11,939		1,834.9		10,958		1,731.7		9,849		1,851.4		6,061	
榛 原 郡	1,603.0		8,079		1,967.4		4,948		2,293.3		4,197		2,447.6		3,507	
小 笠 郡	1,495.5		10,444		1,741.2		7,705		1,934.0		6,513		2,419.6		6,204	
五 郡 計	8,378.6		41,376		9,462.6		31,258		9,675.5		27,831		9,890.3		20,601	
縣 合 計	11,226.6		56,725		12,465.8		39,070		14,305.9		34,201		13,949.0		29,733	
同 上 百 分 比																
富 士 郡	9.9		4.0		12.8		2.4		11.4		4.5		10.0		2.7	
安 倍 郡	23.1		15.3		18.7		17.1		14.6		16.7		12.7		13.5	
志 太 郡	14.0		21.0		14.7		28.0		12.1		28.8		13.3		20.4	
榛 原 郡	14.3		14.2		15.8		12.7		16.0		12.3		17.5		11.8	
小 笠 郡	13.3		18.4		14.0		19.7		13.5		19.0		17.3		20.8	
五 郡 計	70.6		72.9		76.0		79.9		67.6		81.3		70.8		69.2	
縣 合 計	100		100		100		100		100		100		100		100	

（註）實數は靜岡縣統計書により、%は筆者計算。但し大正3年製造戸數のみは一番茶のそれを示す。

第4表の2 榛原郡に於ける茶業規模の擴大

年次	茶園別 反	産額 貫	製戸 造数	1戸平均 茶園反別	1戸平均 産額
明治17	846	118,730	6,154	1.411	192
20	981	145,666	6,559	1.428	222
25	1,143	264,890	6,827	1.622	388
30	1,240	340,950	7,144	1.701	477
35	1,607	607,776	8,363	1.906	726
40	1,794	498,701	8,314	1.807	599
大1	1,916	740,047	7,610	2.505	972
5	2,005	714,284	7,835	2.518	911

注 榛原郡茶業史、茶業統計より一部省略引用。

萬貫に約六倍半の著増を示し、反當生産量の著しい向上のあつたことを知る。それは技術の向上革新のあつたためであることは勿論であるが、そのような技術の向上と相伴つて一戸當經營規模の擴大があつた事實も見逃せない。即ち

展の仕方は新たに茶園を絶えず増加せしめながら生産力を高め、他方經營の集中集積が行われたことも原因して、一戸當りの、茶經營規模の擴大と生産額の著増が行われたと結論しうるのであらう。

以上の如く茶業はその栽培においても製造においても、絶えず、遠心的にでなく、求心的に求心的にと集中、專業化して來た傾向を見る。

尙此の發展はもとより直線的にはなく、途中數回のピークを描いて波形に伸びて來たものであるが、その波狀性は特に海外市場の消長と關連している。明治初年十萬ピクルを以つて出發した綠茶の輸出は二十年代の三十萬ピクルを頂點として以後漸減してゐたが、大正七年において歐洲大戰を契機として再び三十萬ピクル臺の輸出數量を恢復し、その後再び低下しつゝあつた輸出量は昭和に入つて稍々好轉し、昭和十年の二十四萬ピクルという第三のピークを示している。

この三つのピークにそうて國內茶業界にも夫々重要な變革が起つてゐる。即ち第一のピークの前後に茶業資本の組織として茶業組合が結成され、以後最近まで茶業界に指導力を獨占し、第二のピークと關連して機械製茶、機械摘み、二條植え(ナマコ形整枝)という一連の技術革命が登場した如きは其の最も顯著なものであつた。

尙この茶業發展の中に、全國的に見て少くとも三つの型がある

明治一七年に一戸當り平均茶園反別一反四畝であつたものが、着々擴大されて、大正五年には二倍に近い二反五畝に及んでゐる。さらに茶業戸數と産額とを對比して、一戸當り平均生産額を算出すると、表示のように明治一七年に於て二〇〇貫足らずのものが、累年著増を示して大正元年には戸當り一、〇〇〇貫平均に近いまでに上昇した。これは製造戸數(茶業者數)が明治末より大正初年にかけて減じたのに對して生産額が増加しているからで、茶業の集中集積が行われたことを示す。以上、榛原郡の茶業の發

ように思われる。假りにその型が典型的に表われる主要な茶産地の縣名を冠して、靜岡型、京都型、鹿児島(宮崎)型となし得よう。その對比は既に資料もあり、有益な仕事であるか未だなされていない。筆者は次の機會にそれを果し度いと思つてゐる。いま資料を參考のためにあげれば、中央農業會、「適正規模調査報告」第六輯、特殊地帯(昭和十八年十月)には、靜岡の山間平地の二地帯、及び京都山城茶園地帯の調査がある。又、近藤康男教授著「農産物生産費の研究」中の茶の生産費の章に於ては、京都、靜岡兩型の生産費構成を通ずる比較がなされている。宮崎、鹿児島型については、一般的には、全農茶業部編「茶業統計」がその有力なデータであり、他に宮崎縣茶業試験場發行にかかる詳細なデータをもつてゐる。其他靜岡縣に於ける縣茶連刊行の有力な諸データも參考になる。この點の一端については後、觸れるところがある。

註1、全國農業會茶業部の調査によれば、昭和二一年度に於ては茶業戸數は三七萬餘戸で、これは和歌山縣分を缺如しているが、茶業戸數の對農家百分比は六・五%にすぎない。この數字は本文に示した昭和一六年度の數字に比較して激減を示しているが、これは主として調査方法の差異に歸せしむるべきであらう。

註2、事變下吾が國農家の概観―昭和一六年度夏期調査を中心として―三六頁、第四六表

註3、わが國茶業の分析については、前註(1)の茶業統計の解説

がある。又かたんには、同統計によつて、茶業試験場の加藤氏による分析が行われている。「農業技術」昭和二四年七月號所載「資本と茶業技術」參照。

註4、農林省農業綜合研究所「農林水産品輸出統計」。

二、茶業發展における擔い手

廣く大局的に言へば、茶業發展の中軸を握つて來た組織者は上述茶業組合に結集された大小の都市茶業資本であつたけれども、茶生産農民層及びその團體としての農協同組合の間にも茶業のより小さな結節點が結成され、之が漸次都市茶業資本と張り合う形勢をつくり出したことは、主として商品作物としての茶の特性に基くものと思われる。

1、原料農産物としての茶の特質

主要な商品農産物のうち、より多く動態的變化に豐かなのは、水田の米ではなく、畑の商品農産物であつたことは既に、東畑教授も指摘されているところである。そのように商品化の程度が大で、耕作農民自身がその動態的變化の擔い手として登場するところの畑の商品作物のうちでも二つの種類が區別される。即ちそのままの形で最終消費物となるところのもの(食糧農産物、例えば、みかん、りんご、蔬菜等々)と、原料生産物であつて、加工過程を通らねば最終消費物とならないものとがあり、前者に於ては、最終點に近い販賣過程にまで農民自身の手が伸びること多く、そのため例えば農産物インフレの時にヤミ收入を農民自ら殆んど

全部的に獲得しうるチャンスが與えられるのに對し、後者に於ては、中間の加工過程が商業資本乃至産業資本に把握されることが多いために、農民自身が直接流通過程にタクテすることは比較的に困難である。例えは其れはマユの場合に典型的にあらわれる。

茶はこの後者の範疇に屬していることは言う迄もないが、同じく原料農産物であつても、繭、煙草、牛乳、ビール麥などに比較して、特長をもつてゐる。それはこれらの原料農産物は大資本の手かほとんど農民を完全に壓伏して、資本——直接生産農民の對抗關係が特約取引關係に表現されているように、直接向き合つた形で行われているのに對して、茶の場合には資本——直接生産者の間に、農民の手による加工過程がもう一つ入つてゐるように見える、そのために、この對抗關係がむきだしに現われず、都市茶業資本——農民の乃至商人的荒茶工場——茶葉生産農民と云う漸層的な三段の對抗關係として現れ、特約取引という關係も、特殊な場合（例えは大茶商による専用茶園や特約茶園がこれで、これは玉露等の高級特殊茶のみに一部見られるにすぎぬ）を除いて、あらわれない。

例えはとくに最大茶生産地たる静岡縣においては、荒茶加工の過程は殆んどすべて直接生産者又はその共同によつて行われているのであつて、茶葉資本は、直接には、この農民たる荒茶業者と對抗する。第五表を見よ。主要茶葉附縣のうち、茨城、埼玉、京都、高知、熊本、宮崎、鹿児島は率が高いが他の府縣に於ては自園自製（共同）の比率が高い。殊に静岡縣に於ては全荒茶業者中

のほとんど全部はそれに屬している。これに對して、個人、共同、會社を含めた買葉製造業者（但し自己生産の生葉一割未満のものを含む）は總數僅か二六二例で前者の１％にも及ばない數にすぎない。自園自製茶業者の少い府縣に於ける荒茶製造者の性格については、いまのべない。

この一見他の原料農産物に比較して特殊な性格は一體何を意味するのであるか、何故茶葉に於ては荒茶過程、進んでは茶の生産過程そのものにまで、特約關係が伸び及ばないのであるか。

2. 特約取引關係の成立せざる理由

第一には茶の生葉の保存性、運搬性が極めて低いという技術的理由を考えねばならぬ。

茶は生葉を新鮮に保つておかないと、荒茶製造が困難であり、又直ぐ腐敗醗酵して保存性が少い。一方トラック等に運載して遠方から工場に運搬することは、葉の質を傷けて商品たる茶の質を著しく低下せしめる。このような理由によつて、遠方から廣範圍にわたつて一時に集つてくる生茶葉を處理すべき大規模の工場は成立困難なのである。従つて、荒茶工場は各地域々々に比較的小規模なものが亂立し、そこではせいぜい一年に約五〇日前後の製茶期間を稼働するにすぎない資本効率の比較的悪い小工場が分立する。このような場合には、商業乃至産業資本はむしろこれを把握しないのを有利とする。彼等はそれを農業者にまかせ、そのような危険を彼等に負擔せしめて、自らは加工されて保存性、運搬性の備つた荒茶を取扱うのである。一方農業者の方は、加工さ

第5表 主要産茶府縣業種對總數百分比

府 縣 別	總 數	生 葉 賣	自園自製 (共同)	買葉製造 (個人)	買葉製造兼 自園自製
茨城縣(戸)	18,116	5,816	271	277	1,444
百分比(%)	100	32.1	1.5	1.5	8.0
埼玉縣(戸)	22,632	2,507	230	53	348
百分比(%)	100	95.0	1.0	0.2	1.5
静岡縣(戸)	69,736	31,283	32,245	262	275
百分比(%)	100	44.9	46.3	0.4	0.4
三重縣(戸)	13,566	10,003	3,138	48	64
百分比(%)	100	73.7	23.0	0.4	0.5
京都府(戸)	21,950	19,180	1,455	12	11
百分比(%)	100	87.4	6.6	0.05	0.05
奈良縣(戸)	1,944	697	459	1	13
百分比(%)	100	35.9	23.6	0.05	0.07
高知縣(戸)	6,187	3,266	210	13	1
百分比(%)	100	52.8	3.0	0.02	0.001
佐賀縣(戸)	4,328	1,532	867	5	3
百分比(%)	100	35.4	20.0	0.1	0.06
熊本縣(戸)	1,836	1,667	96	8	21
百分比(%)	100	90.8	5.2	0.4	1.1
宮崎縣(戸)	5,320	4,107	111	190	233
百分比(%)	100	77.2	2.1	3.6	4.4
鹿児島縣(戸)	97,289	61,027	2,577	81	118
百分比(%)	100	62.8	2.9	0.08	0.1

- (註) 1. 全農調査部編昭和21年度茶業統計 p.46—7
2. 自園自製(共同)、買葉製造(個人)、買葉製造兼自園自製の定義は次のようである。
- 個人、共同とも自園自製には10%未満の買葉をなすものを含む
 - 買葉製造は個人、共同、会社の合計で自己生産の生葉10%未満のものを含む
 - 自園自製兼買葉製造とは自己生産の生葉50%以上90%未満のもの
 - 買葉製造兼自園自製とは自己生産の生葉10%以上50%未満のもの

れ、保存性、運搬性のある荒茶を手もとにおいて、取引の有利なチャンスを狙うであらう。それは繭の場合における乾繭組合と類似しているが、技術的にも経済的にも、より強い機能を分擔している點で異なる。

第二には、商品としての茶は、最終的に再製過程、合（ごう）嗜好に應じた荒茶の特性による配合技術の過程で完成される。従つて、商品としての茶の原料は生葉でなくて荒茶であるといわねばならぬ。そしてこの過程に於てこそより完全に、且つより大なる商業利潤の幅が確保されるのであるが、これは、茶取引の中樞機能⁽³⁾が明治中期に國外茶貿易商から國內茶商の手に入つて以來、嚴然として茶商業資本の手中にあるのである。即ち加工過程としては比較的大規模の機械設備を要せず、ウェイトの輕いように見える再製過程こそ、商品としての茶の加工過程としては重要な意味をもち、その部分は安全且つ確實に茶商資本が把握しているのである。その把握を堅固不動にしているものは、消費市場の嗜好と堅く結びついた「合」の技術であらう。

さらに第三には、茶は生絲などに典型的に見られるように、原料の品質、性質があくまで加工過程を制約し、又最終商品の質に關係するといふことは少い。得られた荒茶は各地各種のものが調合されて、單に、再乾され、よりをかけられれば足りる。茶商資本としては、従つて直接茶の生産、荒茶製造にまで干與する必要は少く、荒茶業者から提供された荒茶の格付けをすればよいことになる（特殊な高級茶は例外）。

3、荒茶製造過程を農民が把握していることの影響

そのように茶に於ては直接生産者と茶商資本との間に比較的確の廣い耕作農民の進出地盤が與えられ、ここに一見他の加工農産物とは趣を異した様相を示していることは前にのべた通りである。そのような事實は然らば茶生産及び農民に如何なる影響を及ぼしているであらうか。

a 技術の進歩の一面性

繭の場合には特約取引によつて壓倒的に大きな資本がその立場から一貫して技術指導まで行つてゐることは周知の事實である。然るに茶の場合にはこのように一貫した、最終商品——第一次原料間の脈管を缺くために、茶の生産技術は統一性を缺き且つ遅れている。例えば品種改良に於て純系淘汰も交雜育種も行われず、又改良品種は、その茶業農家經營に於ては摘採期のピークを崩し、摘採勞賃の膨大な支拂を減じ、又荒茶製造過程の合理的平均配分を實現して生産費の低減に資すること多きにかかわらず、あまり普及していない。昭和二年度の茶業統計によると、全國に於ては、在來種たる雜種が九一%を占め、改良優良品種は僅か〇・六%を占めるにすぎない。静岡縣に於てすらも問題にならない普及率である。⁽³⁾

これに對して、技術の革新は直接市場にとつてとくに重要であるような過程たる荒茶製造過程により集中している。歐洲大戰前後に於ける手摘からは、さみ摘みへの變化も大きな革新であつた

が、これは直接には機械製茶の普及に伴う、それに相應した摘採方法なのであつて、いわば加工過程からの波及改良であつた。其他の生葉生産についてもその改良發達の行われた面が、例えば植え方、摘み方の改良のように、直接加工過程に結びついているものに限られていること、従つて茶の生産量の増大が主として施肥量の増投一本に依據していたことが注目されるのである。

このことは、技術的には茶樹の施肥能力キヤパシティにも關係する。例えば次の記述を見よ。

「茶樹は多肥栽培に堪うる性質を有し、周到なる培養により愈々收穫を増進し、報酬漸減の限界も亦、他作物に比しはるかに高きものである。」〔靜岡縣立茶業試驗場、茶樹栽培要項〕

b 富農層の生長と農民層の分化

水田に比して高率小作料の壓迫の少い畑地においては、商品作物の導入は農民の間に資本の蓄積を容易にすること、濃淡さまざまな蔬菜果樹の場合と同じく茶の場合にもまた然りである。しかも茶専業地帯においては此の蓄積が水田寄生地主とか高利貸資本とかのような轉形を遂げずに茶業自體の中に投せられ、且つ單に茶園の擴大という形だけでなく、スラストと荒茶製造工場という形に定形化することは茶農業界の特徵的な事實であつた。かくて農民的な製造業者という社會層が茶の村に形成され、特に機械の導入によつて製茶過程が「茶師」の特権から解放されて一般化されて以來、農村資本は自由にこの製造過程と結びつけるようになった。

他面この過程は、從來の茶業農民を大茶園農家兼荒茶工場主と生葉賣り小規模農家群の兩極に分化させることとなつた。その現在のデータは既に第五表に示した通りである。

c 農村社會關係の近代化

このような農村内部に於ける農民加工業の出現は社會的に大きな役割を及ぼした。從來手揉製茶時代に於ては、地主的製茶が行われ、小作人の勞役を以て製茶が行われていたし、茶師といわれた熟練製茶労働者と、工場主とは、親子分的に身分的關係でつながれていたのであつた。これが機械製茶になると同時に次第に清掃せられ、茶師は特殊な高級茶を除いて次第に姿を薄くし、機械を操作する一般労働者で足りようになり、又從來小作人を中心とした雇傭勞力は、主として自家労働を中心とするようになつて、この點から農村内部の社會關係が著しく近代化されたことは事實である。後述のような新しい製過程及び取引過程への飛躍、前進について、この社會關係の近代化従つて、村の主要指導者たちのエトスの進取的性格は大きい意味をもつていたであらう。

d 取引機構の複雑性の殘存

獨立小規模の荒茶製造者が多數並存する事實は、直接商品化過程を擔當する再製業者、茶商との關係を複雑にしている。市況に合せず、小規模の零細荒茶業者を茶商再製業者に結びつける橋が依然として必要とされたのも當然である。これを果したものが、「宰取」、「棒擔ぎ」などと稱する中間仲介業者であつた。そして其處にはあらゆる近代以前の取引慣行が横行し、未成熟の農民

資本、弱い荒茶業者は都市茶業資本とその仲介者との二重の壓力の下に追い込まれていた。そして此等の壓力の最後の受け手は生葉賣農家であつた。

4. 茶業に於ける茶商資本の支配——その動搖

以上のべてきたように、荒茶製造過程に於ては相當農民資本の形成がみられ、そのことは前項に於ては相當農民資本の原料農産物の場合とちがつて著しい影響を農民及び農村のなかにもち込んだのであつた。そして次項に於てのべるように、この擴げられた農民の手が、次の段階——再製過程——への飛躍を準備したのであつたが、何と云つても基本的な流通過程と再製過程とは、また茶商業資本の完全に把握しているところであり、而も彼は直接特約關係という目に見える形にこそ支那形態をあらわにはしなかつたが、間接的には種々な形に於て手綱をひいていた。その最も顯著なるものは、かつての茶業組合であつた。

明治中期貿易茶の品質確保のための検査、取締を當面の目的として出發した茶業組合は、その出發に於てそもそも全く商業資本的であつたが、それは茶の生産者を含むものであつた。そして後數次の改正を経て、茶業組合規則（明治十七年）に到り、國家權力の委譲をうけて罰則處分權を自ら入手して、茶生産者に對して、商業資本の利益の下に縱横の支配力を揮つた。すなわち、罰則を伴つた強制検査取締制度による「不正」粗惡茶、並に「不正」製茶機械の取締、それによる商品の一定性の確保、そしてそれら費用を主として荷票料に求めて、生産者製造業者に負擔の轉化を計

つたことなどはその著しい例であつた。

この「不正」という表現に茶商業資本の支配の深さと巾とを感得すべきである。即ち國家權力を背後にもちそれと結びついた強大な支配力であつたからこそ、「正」「不正」という絶對的刻印を押し得たということである。なお荷票料については、明治四十四年度の静岡縣茶業組合聯合會議所經費決算を例にすれば、左の如く、總收入の過半をそれに依つてゐることを知る。

明治四十四年度静岡縣茶業組合聯合會議所經費決算收入の部

荷票料	五、九四圓	縣費下付金	六、〇〇〇圓
雜收入	四、四五圓	借入金	三、〇〇〇圓
繰越金	二、五八圓	合計	一〇、九七圓
（大正元年静岡縣内務部編、静岡縣之産業、第一卷、四八四—四五頁による。）			

茶業組合はこのようなして直接には荒茶を對象とした茶商資本の検査所たる役目を果たしたのである。この點では略農に於ける牛乳買集所、養蠶業に於ける檢定所と同様な意味をもつ。そしてこの點については又商業的穀物經營に於けるエレヴエーター（起重機裝置の大規模な穀物倉庫の役割）について云われた次のことがあてはまる。

「エレヴエーターは穀物を品質によつて選別しつつ、それを個別的にはなく、民法學者が云うておる如く、一般的に代替しうべき生産物たらしめる。即ちはじめて穀物を交換に完全に適

第6表 經營別再製工場實數及び百分比

總數	個人經營	共同經營	市村農會經營	府縣農會經營	會社經營	會社經營	其 他
993	644	186	114	16	5	11	17
% 100	% 64.8	% 18.7	% 11.5	% 1.6	% 0.5	% 1.1	% 1.7

註 1. 全農茶業部、昭和21年度茶業統計、p. 39. より。
 2. 静岡については、データは、同書、p. 39. 参照。
 3. 農家及び農會經營分のみの限定したもの。

應せしめるのである。」

このような茶業組合の性格は漸次その色彩を變えてきた。殊に戦時中の統制經濟による茶の生産、販賣統制は著しい影響を及ぼして、この機能を國家直接の手に、そしてそのたんなる下部機構としての農會に移すことによつて、その直接の擔當者を一部農民の自らの手中に移さしめた。然しなお堅固的な茶商資本の支配力は續いていたのである。

然し近時注目すべき動向は茶業組合の支配的勢力であつた茶商に再製加工業者の城壁が農民によつて破られつつあるという事實——荒茶業者農民の個人或いは共同による再製過程への進出——がこれである。例えば、昭和二十一年度に於て第六表のような數字が示されている。その規模と再製總數量が不明であ

つて、農民及其の共同による再製茶が全量のうちいかにどのウェイトをもつかの測定ができてぬのは残念であるが、ともかく農民乃至農民の組織によつて、茶商業資本の據點であつた再製過程への進出が、着々として進行しつつあることは注目し得る。

いかにしてかかる進出が可能になつたのであろうか、主として静岡の例につき考えてみる。

まず第一には静岡市に大部分集中していた茶商の再製工場が戦災によつてほとんど壊滅に等しい打撃を蒙つた。之に對して農民側は統制經濟を通じて農會一本の流通機構によつて、中間利潤の排除が可能になつたこと、價格はおさえられていたが、粗製亂造によつて、又ヤミ流しによつてどちらかという利益が確保されたこと（われわれの調査村に於て統制經濟に入つて以後、村の部落間の富の上下が逆轉し、むしろいままで貧しかつた茶事業地帯の方が、從來比較的富裕たつた茶水田混合地域の部落より上になつたといわれるのも、その證左の一つとならう）、これらの理由によつて農民は蓄積した資本を、茶商の退いたあとの空間へ投下し得たのであつた。この際に再製過程に於ては、それ程大きな設備を必要としないために資本をさ程要せず済んだこと、及び一〇七頁Cにのべた茶業農民のエトスも、農民の進出を可能ならしめた理由とならう。

5. 農民の進出を限界づけるもの

しかし以上見たような再製過程への農民の進出は現に多くの障礙をうけているし、將來も亦それをもつであらう。それは何か。

a、まず莫大な購茶資金の調達の問題が大きい。昭和二三年度の日銀静岡支店の推計によれば、静岡全縣に於てのみでも、粗茶約五百萬貫（二三年度）、農家の摘採する生葉にして約二千萬貫で、その金額は、生葉買當り八〇圓——一〇〇圓見當と見ても、二〇億圓近い額に上るといわれている。このうちどれほどの資金を農民側に獲得しうるかという點が、成否の重要なキーポイントになることは申す迄もない。昭和二十二年度の實例をわれ／＼の調査村に於て見ると、農業協同組合は一番茶、二番茶までは融通し得たが、三番茶以後は資金が枯渇したためほとんど操作できず、商人の方に流してしまわざるを得なかつたと言う。このことは新しい協同組合法によつて、信用組合連合會との連絡がうまく從來のように圓滑にゆかなくなつたこと、又貿易茶購茶資金が主として市中銀行の手で融通されるために、銀行に對する舊來の信用を保持する商人側により多く流れて、新しい農民團體に向けられること少かつたことに關連する。

b 次に市場の問題であるが、茶の市場は舊から商人的に組織されている。彼等の永年ののれんが、彼等によつて創出された茶の嗜好と結びついて、重くるしく斬らしい新進出者の前にたれ下つてゐる。商業に全く不慣れた農民は、この前に立つて僻易せざるを得ない。

そのよい例は釜炒茶の問題がある。今後日本茶の輸出を増加せしめるためには、仕向地の嗜好と需要に應じた釜炒茶への轉換が要請されているが、その轉換の最も大きな障害となつてい

るものは、綠茶に慣らされた内地需要がなかなか釜炒茶に向わず、かくて内外消費指向が分裂、二分するということである。然し現在の消費嗜好の大部分はむしろ嘗て商人によつて創出せられたものが多く、且つ戦後の今日その嗜好の體系はむしろ崩れ去ろうとしている。従つて直接生産者——消費者（特に結合された消費者としての消費組合）の結合が形成されたときには、消費者の嗜好が轉換する可能性が十分あるし、それによつて生産者が内外需要の均等化をはかり、より安全確實に大量製造しうるようになる可能性が與えられている。このように市場をいわは「農民的に」再編成するということは、現在のように販賣組織と市場の支配力が商人資本の手中に確かりと握られているうちはなかなか困難であらうが、將來の大きな課題の一つである。同様な問題は以前、静岡縣に於ける輸出用玉綠茶の生産が、その内地需要の開拓のために大きく阻まれていたことについても云える。

荒茶工場主として定形を得、最近では協同組合方式で強化されて再製過程へまで進出を企てつつある農民的資本は、その將來にはもとより尙多くの困難と問題が存するが、ともかく我が國農業の近代化、資本主義化を考へる上に多くの示唆を與えるものである。第二部では、K村の二部落を對象として、かかる農民的資本の賦存と形成についての實證的記述がなされる。

註1、明治初、中期に於て茶は輸出品中の重要品目であつた。そして前田正名がその「興業意見」に於て力説したように、

輸出茶業發展に對する大きな障礙の一つは、輸出茶の再製業が居留外人の手中にあつたことであつた。そこで政府及び業者はこの再製業を自らの手に奪うことを大きな目的として努力し、遂に明治末期から大正初年にかけて完全にその目的を達した。再製茶業の發達は故に、同時に直輸出の發達を意味した譯である。(三瓶孝子著「農家家内工業の變遷過程」一二六頁以下參照)

註2、全國農業會茶業部調査、茶業統計昭和二十二年、六頁註3、ある論者は、京都、静岡兩茶産地の比較研究に於て、前者の方が後者より雇傭努力を多量に用いているという一つの事實から、前者をより資本主義的なりと規定しているが、これは誤りであらう。例えば明治末期までに年雇などを入れた地主手作經營が崩壊し自家家族努力による經營に轉化したこと、或いは佐賀農業に於て、灌漑努力を多く雇人労働に依つていたのが、電動機灌漑の普及に伴い、自家努力中心に轉化したこと、これらは何れも、雇傭努力排除の方向に向つているが、農業近代化の一つのメルクマールであらう。これと同様に、茶業に於ても製茶機械の普及に伴い、雇入努力排除の方向に向つたことも近代化の一メルクマールとして差支えないと思う。要は雇傭關係の實質内容如何であり、さらに、究極に於て可變資本、不變資本の割合如何に近代化のメルクマールの存することを注意しておきたい。

なお吾々の知り得た限りに於ても、静岡縣に於ても磐田郡

などに於ては、現在未だに地主手作型製茶經營が行われているし、吾々の調査村たるK村に於ても、例えば共同製茶工場の燃料用薪の調達において、各利用製茶量に應じてでなく、各戸平均割に、無料で薪を持參させた——即ち賦役——事例も見られた。従つて、ここに近代化されたと稱しても、「完全に」という意味でないこと、未だその舊い關係を少からず殘しているであらうことは否定しない。

註4、近來茶業農民及びその有力な利益代表者、保護者であつた茶業行政擔當者たちが掲げた改善目標のうち、最も大きなものの一つとなつていたものが、此の取引慣行の改善革新にあつたことは注目すべきことである。例えば、静岡縣農務課は次のような改善要項を掲げている。當時(昭和十年代)の取引慣行をうかがう資料として、又上の記述の一例證として讀まらるべきである。なお其他に、近藤康男著「農産物生産費の研究」中の「茶の舊い販賣組織」の項參照。

取引改善に關する事項

(一) 生葉取引

甲、缺點

- 1、生葉の貯藏不適性
- 2、一茶時の供給の過不足
- 3、品質鑑別の困難(價格の適正期し難し)
- 4、硬葉摘の弊害

茶業と農村

一一二

乙、取引改善

- 1、自園自製獎勵
 - 2、共同製茶
 - 3、買葉製造家の地域的分散を圖る
 - 4、信用ある製造家との適當なる特約取引の獎勵
 - 5、生葉共販の普及
 - 6、生葉出廻の調節
 - 7、生葉良否の區別、格差取引の勵行
- 荒茶取引

甲、缺點

- 1、仲買人宰取の介在、數多きにすぐる事
 - 2、之につき不信用の行爲
 - 3、仲買人は代金支拂に責任を有せざること
 - 4、現金取引勵行されず
 - 5、見本取引故に現品受渡時の紛議
 - 6、茶商過多・競争激甚
 - 7、茶商信用確實ならざるもの
 - 8、規格の定なきこと
- 乙、改善
- 1、共同勵行
 - 2、共同再製工場設置
 - 3、製茶の保管並金融改善の施設
 - 4、現金取引の勵行

5、取引市場の設置、標準規格の設定等により取引の單純化

註5、詳しくは、茶業史、大日本茶業組合史等を参照さるべきである。

註6、日本銀行調査局、「終戦後の農村に於ける米作地帯と特殊地帯の經濟狀態の差異」一七八頁

註7、上野健二稿「釜炒茶輸出振興の焦點」、(雑誌「茶」静岡縣々茶聯發行)二の五)參照。

第二部 茶業と農民層の分化

一、はしがき

——K村に於ける茶業發展の概要——

第二部では「茶」という商品作物が農村に於てどの様な層によつて擔われて發展して來たか、又農村にどの様な影響を與えたかを、静岡縣に於ける輸出茶の中心地と云われる牧の原茶園地帯の一部を擁するK村について、與えられた資料によつて考察するわけであるが、その前に、K村に於ける茶業の發展の概略を重點的に整理して見て、具體的な分析の準備とする。

徳川期を通じて封建的諸關係の下に水田作中心の自給經濟的なものであつたK村の農業は、維新後商品貨幣經濟の展開に伴つて商品經濟の循環の中に捲き込まれる。それは具體的には外國市場

よりの茶の需要によつて觸發された茶業の發展という形態をとる。

併し明治初年にあつては茶栽培は尙小規模な副業的な存在であつて、農家經濟の重點は水田作に置かれて居た。それが、士族其他による大規模な牧の原の開墾（明治三年以來）という形で、農村外部からの大量の資本投下を一つの契機として、農民も茶業により多くの力を向ける様になり、原野は開墾されて茶園化し茶園の擴大に應じて、嘗て家族勞力の枠内でしかも副業的に行われて居た茶業は、此處に志太郎、磐田郡、濱名地方から多量の賃勞働を季節的に雇傭する規模の大きなものに變質して行く。

この様に茶業が雇傭勞働を入れる様になるに伴い、明治年間には製茶技術を中心に、茶生産の技術は急速に發展して行く。そしてその結果としての製茶機械及び摘採鋏の出現によつて第二の轉期が齎される。

製茶機械、摘採鋏は、勞働を極度に節約し從來多量に必要とされた茶期の茶師、茶摘等の雇傭勞力を不必要ならしめるに至り、再び茶業は家族勞力を中心として行われる様になる。この過程は、雇傭勞働の減小、家族經營への逆行としてではなくて、茶業に於ける資本構成の高度化として、その劃期的な前進として理解されねばならない。

K村に於ては、明治末年に既に生葉の加工は殆んどが機械によつてなされたと云う（第一表）。嘗つて茶栽培農家が夫々自家に於て加工して居た茶は、農民の内の一部である機械加工業者によ

つて加工される様になり、ここに茶樹栽培、原料生産（生葉生産）過程と荒茶製造、加工過程との分離が行われ、原料生産者として、又加工者として一様の資格を有して居た農民一般が、加工者と原料生産を専門にする者とに分化する。

第1表 手採製茶の減少

	戸數	茶戸	製造數	機械製	手採
明治43年	734	640	159		481
大正4年	742	153	110		43

（K村役場書類より）

この様な過程を経て、農民は昭和初年には、原料生産のみを行う農家、即ち生葉賣農家と、原料を生産しそれを自ら加工する自園自製農家と、更に場合によつては、自家の原料よりは他人の生産せる生葉を加工する率の大なる買葉製造者とに分化してしまふ。そしてK村に於ては加工者は主として自園自製のものであり、生葉生産農家は單獨に、或は出荷組合を組織して買葉製造業者、特に隣接せる川崎町のそれに生葉を賣却して居た。

戰時中は食糧作物への強制轉換により茶園面積は縮小し、又肥料其他の資材及び勞力の不足から反當收量も激減するに至り、その質も低下し、茶業の生産力は荒廢に近い状態となつた。併しこの時期に於て重要なことは、茶の流通過程が國家權力によつて統制され、從來村外に出て居た生葉も村内で消化される様になり、更に統制機構に於ける資材配給の方式其他が共同加工場の設立を促進せしめたという點にある。その結果、現在では個人工場に非

第2表 業態別經營茶園面積廣狹別茶業者數

業 態	經營面積	經營茶園面積廣狹別						
		3畝未満	3畝～5畝	5畝～1反	1反～3反	3反～5反	5反～1町	1町～5町
1. 生葉賣		2	5	5	3	10	20	-
2. 自園自製(個人)		-	-	-	-	-	6	4
3. 自園自製(共同)		-	-	-	30	100	350	150
4. 買葉製造(個人)		-	-	20	-	-	-	-
5. 買葉製造(共同)		-	-	-	-	-	-	-
6. 買葉製造(會社)		-	-	-	-	-	3	-
7. 自園自製兼買葉製造		-	-	-	-	-	-	-
8. 其の他		-	-	-	-	-	-	-

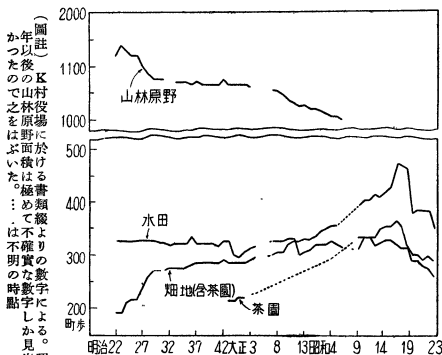
茶業と農村

註 昭和23年度茶業調査票K村票より。

一日當荒茶製造能力別、經營別、製茶場數

經 營	能 力	10貫未満	10～30貫	30～50貫	50～100貫	100～300貫	300～500貫	計
1.	個人經營(會社)	-	5	8	-	-	-	13
2.	共同經營	-	-	5	8	10	2	25
	計	-	5	13	8	10	2	38

註 資料同前但し手もみ製茶場を除く。



第1圖 K村に於ける地目別耕地面積の變動
(明治22年より昭和23年まで)

(圖註) K村役場に於ける書類の数字による。昭和六年以後の山林原野は面積は極端に減少し、茶園は不明な数字しか見出せなかつたので之をばいした。

ざる農家は大部分が共同加工に参加し(第二表)、しかもその加工規模は従来の個々の個人工場の数倍のものとなつて居る。以上の云わば農民層の組織化の過程を経て、それを基礎として、K村

第3表 調査地に關する若干の數字 (概略)

	農 家 戸 數	耕 地 面 積				耕地面積に對する	
		合 計	水 田	畑 地	茶 園	水 田 の割合	茶の割合
Y 部 落	59	町 50	町 16.00	町 34.00	町 25	% 32.0	% 50.0
H 部 落	32	町 30	町 4.25	町 26.50	町 22	% 13.8	% 70.5
		水 田			畑		
		自作地	小作地	小 地 作 率	自作地	小 作 地	小作地率
Y 部 落	町 59	町 8.4	町 7.70	% 47.0	町 30.0	町 4.0	% 12
H 部 落	町 32	町 3.0	町 1.25	% 29.7	町 14.3	町 12.2	% 46

(8.1センサス戸票の集計による。従つて屬人統計である)

農業協同組合に於ける再製工場
の設置も可能であつたと思われ
る。之については第一部に於て
は第一部に於て
考察した。
第二部に於て
は、K村に於て
以上の様な茶業
の發展か農民層
にどの様な影響
を及ぼしたか、
茶業の發展を擔
つた層はどの様
なものであつた
か、又土地所有
者地主がその場
合との様な地位
にあつたであろ
うかという點を
村の中でも茶業
の中心と思われ

る牧の原臺地のH部落と斜面地のY部落について、現在の資料の
分析を通して考察する。

二、現況の分析——茶業の農民層分化 に及ぼせる影響

(資料は1—5は八・一センサス戸票)

1、經營の階層

先ず、この二部落について、經營規模別の農家の分布を検討する。

H部落では、三十二戸の農家のうち、經營規模一町未満の農家が二十二戸であり、一町以上の十戸の農家の中には二町三反を最大として、二町以上の農家が三戸も見られ、又、Y部落では五十九戸の農家中四十六戸が一町未満。一町以上の十三戸は最大が三町一反で、之と二町二反の農家との二戸が二町以上のものである。(第四表)

第4表 經營規模別農家數

經營規模	Y部落	H部落
31反	1	1
23反	1	1
22反	1	1
21反	1	1
20反	1	1
19反	1	1
18反	1	1
17反	1	1
16反	1	1
15反	1	1
14反	1	1
13反	1	1
12反	1	1
11反	2	1
10反	3	1
9反	2	2
8反	10	4
7反	9	5
6反	9	3
5反	10	3
4反	1	2
3反	5	3

この様に、此處に於ては少數の比較的規模の大きな經營の存在と、一町未満の零細經營層の壓倒的な比重が特長的であり、農民層一般の、小面積を耕作する多數の農家と、大面積を耕作する少數の農家との分化が明かに見られるわけである。

この様な經營規模による階層の分化に對して茶園がどの程度に作用して居るか、又、農家の經營階層は茶園規模とどの程度の相關々係を持つであろうか。之を水田の作用と比較して検討してみたい。

先ず一般的な作用を、水田規模による階層別農家戸数の分布と茶園規模による農家の分布とを、經營規模別の夫と比較することによつて推測すれば――

先ず水田規模について見れば、Y・H兩部落を通じて五反以上の農家はわずかに三戸にすぎず（最大で六反五畝）、H部落では約半數が水田を耕作して居ない。この様に、此處では水田耕作を自給部分以上に擴大して居る經營は一つも見られず、之に比して茶

園については、一町以上の茶園を持つ農家がH部落では七戸、Y部落で四戸あり、之に對して五反未満の農家は部落の四〇%、Y部落の七八%という大きな比率を占める。（第五・六表）

この様に經營規模の分化は水田規模に於ける夫よりは茶園規模に於ける分化によつて決定されて居る事が推測されるが、更に之を個々の農家の經營規模と茶園規模及び水田規模との相關を比較して見れば（第二圖）、兩部落共に茶園規模はほぼ完全に經營規模に比例して居るが、水田については、その規模は經營規模とは無關係であり、此處に、各農家の經營規模を決定し、經營階層分化を媒介するものが茶園規模であることが明かとなつた。

この事實は次の様な意味を持つ。舊來の水田作中心の自給農業は、國內經濟に於ける明治以來の商品貨幣經濟の發展に伴い、何等かの形で之に對應せねばならない。本地域に於ては夫は先ず舊來の水田中心の經營形態へ、之までの原野山林を開墾しての茶樹栽培を附加して行くことによつて行われた。そして上述の事實、

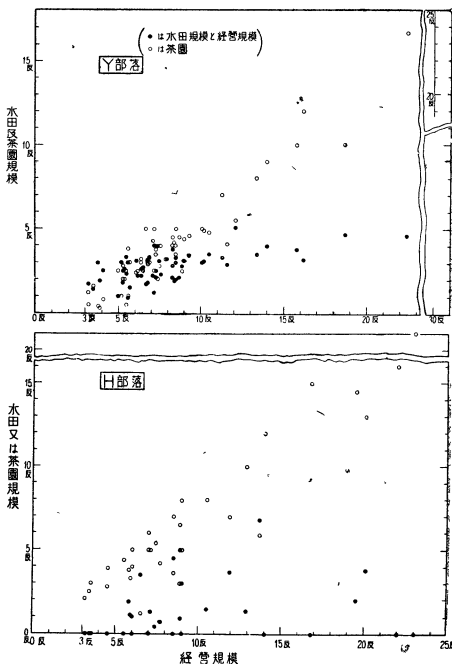
第5表 茶園規模別農家數

經營面積	Y部落	H部落
25	1	1
24	1	1
23	1	1
22	1	1
21	1	1
20	1	1
19	1	1
18	1	1
17	1	1
16	1	1
15	1	1
14	1	1
13	1	1
12	1	1
11	1	1
10	2	1
9	1	2
8	1	2
7	1	2
6	1	2
5	5	6
4	14	3
3	10	6
2	13	3
1	4	1
0	5	1

第6表 水田規模別農家數

經營面積	Y部落	H部落
6	1	1
5	1	1
4	5	1
3	22	4
2	19	1
1	11	6
0	1	3
なし	1	15

現在では農家の経営規模を決定するものは茶園であるという事實は、舊來の水田作中心の農民層のあり方が、それに附加されて來た茶園によつて攪亂をうけ、茶園の持つ諸條件に従つて農民層が再



第2圖 茶園及び水田規模と経営規模との相關

編成されただうことを豫測せしめる。

2. 自作階層

兩部落に於ける自作別の戸數比率を、昭和二十一年度の全國及び靜岡縣に於ける比率と比較すれば、兩部落の特長が抽出される。

即ち、自作の比率は全國が二十九%、靜岡縣集計で二八・一%に對し、H部落で二五%、Y部落では三八%。自作は、全國が一・八%、靜岡縣が二・五%に對して、H部落が三七%、Y部落が二〇・八%に對し、H部落三%、Y部落一九%、小作に至れば、全國が二八・七%、靜岡縣が二五・四%に對し、H部落で一六%、Y部落で

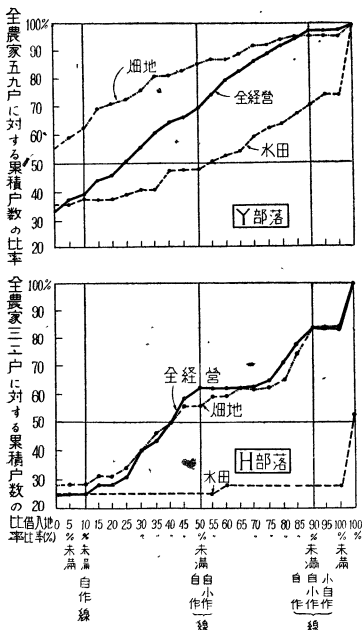
は三%にすぎぬ。

ここで明かに、H・Y兩部落に於ける自作及び自小作の數的比率の優位が見られる。

この様な自作、自小作の優位について、茶はどの程度に作用して居るか。(ここで茶園の自小作別面積については資料が見當らなかつたので、その大部分が茶園である畑についての自小作別を以て代用した。)ここに於ても水田に關しての自小作別農家戸數の分

布と、畑についての夫とを比較して見る。(第三圖)
H部落に於ては三戸中一五戸の農家が水田を耕作せず、又水田を耕作するものも、水田の經營耕地中に占める比率は比較的小さいので、總耕地の自小作別戸數の分布は、畑地の夫とほぼ一致する。

Y部落に於ては、水田の自小作別によれば自作の數は總耕地の自作者數とほぼ一致するが、自小作の比率が低下して、小作の比



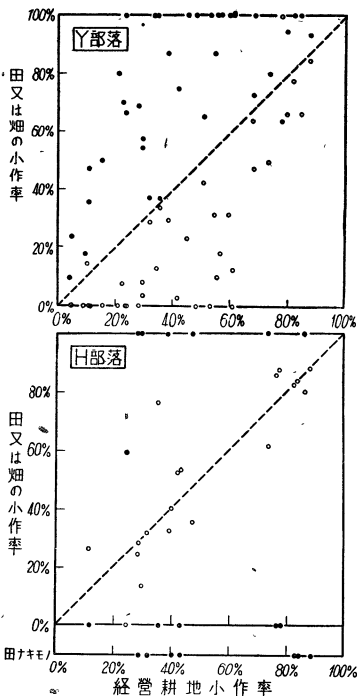
第3圖 小作率別農家分布と畑及び田に於ける小作率別農家分布との比較

註 經營耕地(水田、畑に於ける借入地の比率毎の農家戸數を總農家戸數に對する百分比に換値し、借入地比率増毎の累積度數分布を畫いて農家の分布を見た。

H部落の水田曲線が100%に到らずに止つてゐるのは田を耕作せざる農家15戸があるためである。

率(三〇%)は増大するが、畑について見れば純自作が五五%、自作及自小作は全農家の八五%を占めるに至つて居る。このことは、個々の経営について、経営耕地の小作率を田及び畑の小作率と比較して見ると、H部落に於ては全経営の自小作別は畑の夫と殆んど一致して居り水田は殆んど無視しうる。Y部落に於ては、僅か二戸の例外を除いては、水田の小作率はすべて経営耕地の小作率以上であり、逆に畑の小作率は二戸の例外を除いてはそれ以

下である。即ち水田に於ける小作率の高さが畑地に於ける自作度の強さによつて緩和されて、全経営自小作別に於ける自作、自小作層の優位が形成されて居ることが判明する。(第四圖)
此處で、水田と茶園との小作料の量と質を簡単に比較すれば、茶園の小作料は昭和十年頃にはこの地方では一〇圓乃至一五圓の金納小作料であり、水田は、反當收量七俵について三俵



第四圖 經營耕地小作率と田及び畑小作率との相關

Y部落=[全農家59戸-(自作20戸+小作2戸)=37戸]

H部落=[全農家32戸-(自作8戸+小作5戸)=19戸]

第7表 自小作別經營規模別農家分布

經營規模	Y 部落					H 部落					H 部落					水田別				
	自作	自作	小作	小作	小作	自作	自作	小作	小作	小作	自作	自作	小作	小作	小作	自作	自作	小作	小作	小作
反31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
11	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
10	1	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
9	1	4	5	1	-	1	1	1	-	2	-	1	2	-	-	-	-	-	1	1
8	4	3	3	2	-	-	-	4	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	3	1
7	4	3	3	2	-	-	-	1	1	-	-	1	2	3	-	-	-	-	-	-
6	4	3	3	2	-	-	-	1	1	-	-	1	2	3	-	-	-	-	-	-
5	2	-	2	4	-	1	1	1	-	1	-	1	2	3	-	-	-	-	2	-
4	-	-	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	23	18	16	2	-	8	12	7	5	-	15	8	1	-	-	-	-	-	8	-

の現物小作料であつた。茶園の生業収量は當時反當約三〇〇貫とすれば、茶葉の平均価格は當時生葉一貫約二十五錢であるから、反當粗収益は約七五圓となる。従つて茶園に於ては一五圓としても小作料は反當粗収益の二〇%でしかない。

従つて、反當粗収益に對して五割の高率現物小作料に對し

て、茶園に於ては二割の金納小作料と云う如く、土地借入による農民の負擔は、質、量共に比較にならぬ程の差異がある。以上を要約するならば、現在の兩部落に於ける自作、自小作層の量的優位は、茶園を主とする畑地の所有によつて支えられて居ることが明らかであり、經營全體としても、水田のみに於けるよりも、各農家に於ける土地用益の爲小作料負擔が畑地の所有によつて緩和されているわけであり、更に畑の主要部分を占める茶園の小作料は、量質共に水田のそれより軽減されて居る。この様に、兩部落に於ける茶園の量的質的比重の重さは舊來の水田作農業に比してこの地域での農業生産の中に占める土地所有の壓力を減ずるといふ結果を來す。従つて舊下層農家の經營的な發展の一つの制約であつた土地所有による負擔は、茶葉の發展に伴い少くとも軽減されて行つたであらうと思はれる。

3. 經營規模と自小作階層

次に、現在の勞働條件と土地の所有度と經營規模との間にどの様な相關が見られるかを検討して見る。(第七表)

Y部落について之を見れば、此處では自作、自小作、自小作、小作の順に經營規模の優劣は極めて明確である。即ち二三戸の自作層は五反から三町一反にかけて分散しているが、その内八戸、三五%が一

町以上の經營規模を持ち、自小作一八戸は三反から一町八反に散存するが、一町以上の規模のものはそのうちわずかに四戸、二二%であり、自小作一六戸は最小三反、最大の一戸が僅かに一町に達するのみで、小作の二戸は共に五反臺の零細經營にすぎない。

之に對し、H部落について見れば、一町以上の農家數は、自作農八戸中四戸五〇%、自小作は十二戸中三戸二五%、自小作が七戸中二戸二九%、小作が五戸中一戸二〇%、と一應自作層の優位は見られるけれども、ここで二町前後の四戸を見ると、二町三反の經營が自作農、二町二反が小作農、二町が自小作、一町九反が自小作と、自小作別に拘わらず大規模な經營を營んで居る。しかし之を田の自小作別に從つて檢討すれば、一町以上の經營規模の農家は畑地の自小作別には拘わりなく、田を全然耕作せざるものか、或は田を耕作するものについては耕作田は自家所有のものである農家に限られて居り、田について小作關係のある農家はすべて一町未満の經營であることが明かとなる。

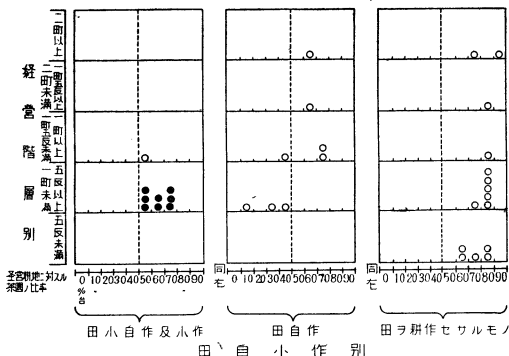
以上、H部落については、經營規模の擴大は、或は水田を所有し、或は水田を耕作しない農家、即ち水田耕作に於ける土地用益の負擔から免れて居る農家に限つて見られ、その場合畑地の自小作別は殆んど之に關係を持たぬことが判明したが、Y部落に於ては、尙經營規模の擴大は労働條件Ⅱ土地の自家所有の基礎の上にのみ見られて居る。従つてY部落に於ける經營的に上層の農家が如何なる性格のものであるか、之がH部落に於ける小作の經營擴大と對比的なものであるかどうかが追求されねばならぬが、それ

については最後に考察を加えたい。

4. 各層に於ける茶の專業度

以上、兩部落について、自小作別、經營階層別、及び兩者の組合わせについて、茶園のそれに及ぼせる影響を推測し乍ら考察したわけであるが、次に個々の農家經營のうちで茶業がどの程度の重要性を持つものであるかを、經營耕地に對する茶園面積の比率で代表させて檢討して見る。即ち、經營階層の差により、又自小作別によつて茶業の重要度に差があるかどうか、又差があるとすればそれがどの様な傾向を持つものであるか、更に之から、兩部落に於ける茶業の推進力がどの層にあるかを推測する爲に、次の様に圖示して檢討しようとする。(農家を自小作別に分け、夫々を經營規模によつて再區分し、夫々の群の各農家について、經營耕地に對する茶園の比率を見る。)

H部落については(第五圖)、自小作別を水田の自小作別でとつて見ると(經營耕地の自小作別によると、前節と同様に殆んど傾向を發見出来ない)、次の様な結果が見られる。即ち、此處で田を耕作せざる農家は、當然の事乍ら、その經營規模の大小を問わず、大部分の農家三分の二はその耕地の八割以上を茶園として居り、残りの三分の一も六割以上である。又、水田を小作するものについては、耕地の五割以上八割未満を茶園として居るけれども、その規模は小さい。自家所有田を耕作するものは、之に對し、八戸中半數の四戸は茶園の比率が五割に満たず、層自體としては茶業への關與度は低いと思われるが、之は經營規模の擴大す



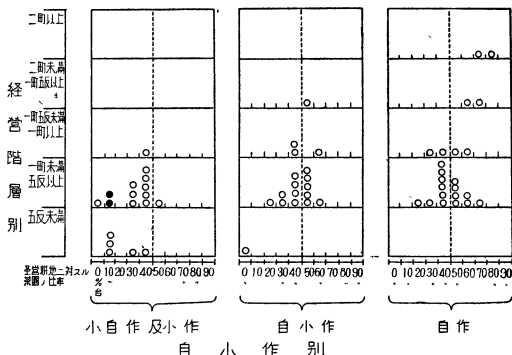
第5圖 H部落：水田自小作別及經營階層別、各農家の茶業専業度

(全農家32戸を田を耕作せざるものと、5反單位の經營階層別に群別し(各群)夫々の群につき各農家を茶園比率の大小に應じて圖示したものを比較し便ならしめる爲に順に配列した。●は小作。)

るに従つて茶園の比率は大となる。即ち之等のうちで一町以上を經營する五戸の内四戸までは茶園が耕地の六―七割に達して居る。

即ちこの部落では、水田所有農家四戸を除いてはすべて耕地の五割以上を茶園として居り、その重要度は殆んどどの層に於ても同率であるが、此處での茶業の先頭に立つ者は、經營規模一町以上、茶園比率六割以上の、純茶園、畑作經營四戸、水田自作農家四戸、の八戸と云えよう。

次にY部落について之を見れば(第六圖)、先ず自作、小自作、小自作、小作の順に、耕地中に占める茶園の比率は減少して行き、又、經營規模の大なるものから小なるものになるに従つて茶園の比率は減少して行く。即ち、茶園が總耕地面積の五割以上を占める農家は、小自作別に見れば、自作が三戸中一戸に對し小自作は一戸中八戸、小自作は一戸中一戸に對し小自作は一戸中八戸に見れば、二町以上、一町五反以上、の二戸及三戸の農家はすべて五割以上であるが、一町以上一町五反未満では八戸中三戸、五反以上一町未満では四〇戸中一四戸にすぎず、五反未満の層六戸はすべて五割に満たない。以上、Y部落に於て各農家經營に於ける茶業の重要度は、自作及び小自作に、そして又、經營規模の大きさに順じて強い。即ちこの部落での茶業の中核は、自作及び



第6圖 Y部落：自作別及経営階層別各農家の茶葉專業度
(圖の構成は前圖に同じ)

自作小作層であり、その尖端に一町五反以上の経営規模を持つ五戸及び一町以上一町五反未満層のうちの茶園比率五割以上の三戸を抽出することが出来る。

5. 貸付地主及び荒茶工場主

以上の考察は、経営規模を中心に、すべての農家を耕作農家プロパーのものと看做してなしたものであつて、以上で抽出された茶業の推進力としての農家も、経営規模茶園規模を通じて生業生産の面からのみ見られたにすぎない。之に對して、大正初期に生業生産との分離を完了した荒茶加工過程を把握せるものはこの内にどの様に組入れられて居るかということも重要であり、更に、この様な商品作物としての茶業の發展の結果を貸付地主がどの様に捉えて居るかも又問題である。以下些かこの點に觸れて見た。

a. 貸付地主

この兩部落を通じて、一町以上の貸付耕地を持つ者はH部落に一戸、Y部落に三戸計四戸にすぎず、しかも最大の貸付耕地を持つもので七町餘、次が三町餘と云うように、「大地主」と稱せられる様なものはこの兩部落には存在しない(第八表)。

Y部落の三戸の貸付地主につきその経営内容を見れば八反の規模が二戸、七反が一戸で、部落平均規模九反六畝にも及ばぬ小規模のものであり、更に経営耕地に對する茶園の比率も六〇%のものが一戸、他の二戸は夫々四〇%及び二〇%であつて、しかも茶園規模は、比率六〇%のものですら五反にすぎず、茶園耕作への

第8表 貸付地主の經營内容及貸付地

茶業と農村

部落	農家番號	經營規模 (1)	内水田 (2)	茶園 (3)	水田率 (4)	茶比率 (5)	終戦時貸付面積			貸付中の 地田率 (9)
							田 (6)	畑 (7)	計 (8)	
Y	31	7.2	1.2	5.0	16.7	69.4	16.9	0.8	17.7	95.5
	19	8.5	3.3	4.0	38.8	47.1	14.5	5.5	20.0	72.5
	17	8.9	2.8	2.5	31.5	28.1	6.2	6.3	12.5	49.6
H	7	13.7	6.8	5.9	49.8	42.9	47.4	27.6	75.0	63.1

註 (1)―(5)は8.1センサス戸票 } による數字。
(6)―(9)は24.3.1農地調査戸票 }

關與度は決して一般農家の夫を超えるものではない。
又H部落の貸付地主は、經營規模はセンサス現在時で一町三反であるけれども、之は終戦後の小作地取上七反の結果であつて、終戦時の經營は六反五畝であり、又茶園の比率も四〇%でH部落としては珍らしい低さを示し、従つて茶園面積も五反九畝でしかない。
更に之等の貸付地主層の貸付耕地の構成を見るならば、水田の比重が極めて大きく、夫々貸付耕地全体の六三%、七二%九五%を占め、貸付規模の最小の土地所有者に於いてのみ畑が五〇%を占める。従つて、之等貸付

地主層は、農業經營による収益よりは貸付耕地よりの小作料に依存する寄生地主的性格が強く、しかも、經營を通じて直接にも、又貸付地を通じて間接にも、茶業とはそれ程關連を持たず、水田所有をその基底とするものであることが明らかである。

b. 荒茶個人工場主

次に荒茶個人工場主の位置を検討して見よう。

荒茶個人工場は、H部落で三十二戸中四戸、Y部落で五九戸中七戸を占める。之等の經營規模を見れば、H部落の四戸は、最大二町三反、最小のものが一町六反八畝と、ほぼ二町前後一町五反以上の規模を持つ上層農家であり、この部落の農家中一町五反以上の規模を持つものはこの四戸以外にはわずかに一戸(二町二反)にすぎない。更に茶園の規模は最大が二町一反、最小のもので一町三反で、之が總耕地中に占める比率は六四%から九一%にまで及んで居る。

次にY部落の七戸は、最大の經營規模は三町一反、最小は六反八畝であるが、このうち八反四畝、六反八畝の二戸を除けば、他の五戸はすべて一町以上の經營規模を持ち、更に、此處に於ても、一町五反以上の規模を持つ農家五戸のうち僅かに一戸(二町六反二畝)を除けば他はすべて荒茶個人工場主である。更に茶園は最大二町五反、最小は三反であるが、そのうち四戸までは一町以上の茶園を耕作する。そして茶園の比率が五割に満たぬものは、經營規模としても小さな二戸にすぎず、残りの五戸は總耕地の五割以上多いもので八割までも茶園が占めている。そして之

等の耕作地の所有状況を見れば、H部落では自作一戸、自小作二戸、自小作一戸となつて居るが、その小作關係はすべて畑地についてのみである。又、Y部落では自作四戸、自小作三戸であるが、その自小作三戸も、すべて小作地が耕作面積の一割を僅かに超えるもののみであつて、勞働條件土地は九割近くまでが自家所有となつて居る。

以上、大正初期に機能的には生葉生産と一應分離し専門化して來た荒茶工場も、現實には大部分がその背後に自家に於ける大量な原料生産の裏付けを持つて居り、單に生葉生産農家としても量的にも(茶園規模)質的にも(茶園比率)上層のものであつて、單なる加工業プロパーの存在ではない。従つて之等荒茶個人工場は、生葉生産農家と對立する關係にあると云うよりは、むしろ農民に於ける茶業の規模擴大の一つのあり方として理解され、兩部落に於ける茶業發展の最前衛として位置づけるべきだと思われ。即ち之を先に生葉生産の面から抽出した農家群、H部落八戸、Y部落八戸との複合度を見れば、H部落については四戸の荒茶工場主はすべてこの八戸のうちに含まれしかも規模からいつてもその上層を形成する。又Y部落について見れば、七戸の荒茶工場主のうち零細規模の二戸を除いた五戸は、先に抽出された八戸の農家の中に含まれ、しかもそのうちの四戸が之等の最上層を形成して居る(第九表)。

第9表 荒茶工場主及び上層茶業農家概況

部落	農家番號	小作率	田小作率	經營規模	茶園規模	水田規模	茶園比率
		%	%	反	反	反	%
荒茶個人工場主	Y 1	0.0	0.0	31.0	25.0	2.4	80.6
	2	4.9	2.3	22.4	16.6	4.6	74.1
	3	10.7	0.0	18.7	10.0	4.7	53.5
	5	0.0	0.0	15.8	10.0	3.8	63.3
	10	10.6	36.0	11.3	7.0	3.3	61.9
	(22)	10.7	47.0	8.4	4.2	1.9	50.0
	(37)	0.0	0.0	6.8	3.0	1.8	44.1
	H 1	0.0	0.0	23.0	21.0	0.0	91.3
	3	42.8	0.0	20.1	13.0	3.8	64.7
	4	76.9	0.0	19.5	14.5	2.0	67.4
上層茶業農家	5	31.5	—	16.8	15.0	0.0	89.3
	Y 4	0.0	—	16.2	12.0	3.2	74.1
	6	0.0	—	14.0	9.0	4.0	64.3
	7	0.0	—	13.4	8.0	3.5	59.7
	H 2	100.0	—	22.0	16.0	0.0	72.7
	6	0.0	—	14.0	12.0	0.0	85.7
	8	77.5	0.0	12.9	10.0	1.4	77.5
	10	0.0	—	10.5	8.0	1.5	76.2

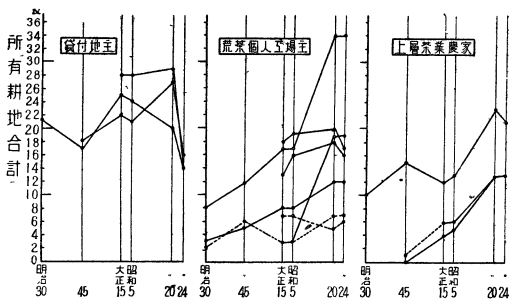
(註) 括弧内の二戸は上層茶業農家に非ざる個人工場。

三、茶業農家上層、荒茶個人工場主の歴史的形

以上に抽出された茶業農家上層、荒茶個人工場主及び之と對比して貸付地主がこの地域に於ける茶業の發展と共にとの様に變動して現在の位置に置かれるに至つたか、その前身はどの様なものであつたか、Y部落について次に考察したい。

しかしこの爲には充分な資料を得ること出来なかつたので、昭和五年現在記入の地租名寄帳及び本年三月の農地調査による所有耕地面積の變動から之を推測して見る。地租名寄帳には原則として明治三十年以來の所有地が記入されてあるわけであるが、その間に相續が行われた場合、又所有地を完全に手放した場合等には、ごく稀な例外を除いては、その時點以前の臺帳用紙は抜き去られて居るので、正確には全戸の變動を追跡することは出来ないが一應變動の傾向だけは見られる様に思われる。之等について明治三十年、四十五年、大正十五年、昭和五年、二十年、二十四年の各時點に於ける所有規模を比較して觀察する。(第七圖(1))

三月の貸付地主については、明治三十年には判明せる一戸が所有耕地二町一反、大正十五年には夫々二町八反、二町五反、二町二反、昭和二十年には、二町九反、二町七反、二町という様に、明治年間以來變動を見せ乍らその土地所有は大體二町一三町の間を出でないが、之に對して荒茶工場主は、明治三十年には判明せる三戸が、八反、三反、二反という零細土地所有であり、大正



第7圖(1) Y部落の貸付地主荒茶個人工場主及び上層茶業農家の土地所有の變動

(1) 耕地所有の變動

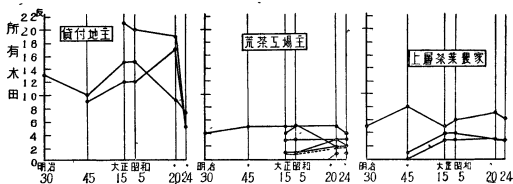
(註) 點線のものは經營規模1町以下 (なお詳細數字は第十表参照)。

十五年には一町八反を最高に一町以上三戸、五反以上一町未満が二戸、五反未満が二戸であり、之が昭和二十年には、最高三町四反、次が二町、一町九反、一町八反、一町二反と、一町以上の所有が五戸になり、しかもその所有規模は増大する。

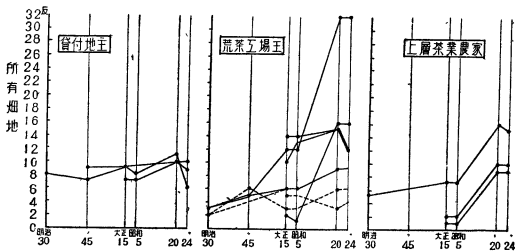
以上、現在の地主層が明治大正期には既にその力を確立し、以後あまりその位置を變えて居ないのに對して、荒茶個人工場主層は明治年間には比較的小規模のものが、年々その規模を増大して現在に至つて居り、既に兩者の性格の差異が窺われるが、之を更に地目別に觀察すれば兩者の對比はより明瞭である。即ち、水田について之を見れば、現在の荒茶工場主については、明治、大正、昭和を通じて五反以上を所有せるものは皆無であり、之に對して貸付地主は明治三十年に一戸が一町三反、大正十五年には二町一反、一町五反、一町二反、昭和二十年には一町九反、一町七反、及び九反であつて、水田所有に於ける貸付地主の優位は明らかであり、更にこの場合は所有耕地面積の變動は水田面積の變動と一致して居る點から、貸付地主の所有耕地に於ける水田所有のウェイトも窺われる。

所が、畑地について之を見れば、水田とは逆に、貸付地主は明治三十年には八反、大正十五年には九

茶業と農村



第7圖(2) 水田所有の變動



第7圖(3) 畑地所有の變動

反二戸及び七反、昭和二十年で一町二反、一町が二戸とごくわずかな増加を示すのみで變動は全く見られないが、荒茶工場主は、明治三十年には、三反二戸、及び二反の零細なものが、大正十五年には、一町四反、一町二反、一町と、一町以上が三戸、六反、五反、三反、二反となり、昭和二十年には三町二反を最高に、一町六反、一町五反二戸と、四戸迄もが一町五反以上、残りの三戸が九反、六反、四反と、なつて居り、年々その畑地所有を増加して大正から昭和にかけてその半数以上が貸付地主の畑地所有を凌駕するに至つて居る。そしてこの場合には耕地所有の變動は畑地所有の變動と一致する。

更に上層茶業農家について見ても、茲に荒茶個人工場主について述べたと殆んど同様の傾向が見られる。

以上の觀察から、現在の荒茶工場主及び上層茶業農家は、以前には零細な規模の更に多くは他人の所有地を小作して居たと推測され、それが畑地の擴大という形で經營及び所有を擴大して現在の位置に上昇したものであり、畑地の大部分が茶園である點から見て、茶と云う商品作物の發展を媒介として上昇し來つた舊中・下層自作、小作農家であると云えよう。之に對して貸付地主は、以前より水田貸付を中軸とする比較的強い貸付地主的性格を現在に至るまで一貫して持ち續けて居り、茶業の發展はここでは比較的重要性の少ないものであつたと思われる。

このことはH部落についても、現在の分析から推測し得よう。即ち貸付地主の寄生地主的性格（終戦時の經營規模六反五畝は、

總所有耕地のわずか八・五%）と、自作小作、小作の前進としての荒茶工場主の性格（四戸中小作關係なきものは一戸のみ）は明瞭である。

四、總括

以上の推測を要約すれば次の通りである。

この地域にあつては商品貨幣經濟への茶業の對應は、牧の原其他の云わば邊境の開墾、其處での商品作物茶の栽培によつて爲された。そして茶栽培面積の擴大、茶業の發展は水田の現物高率小作料に表現される農民層一般への土地所有の壓力を減殺し、更に加工農産物としての性格から「土地」そのものの重要度を減じて、舊來の水田作中心の秩序を破壊して農民層を再編成する。この様な再編成の過程で農民層は茶業を軸として分化し、この上層に位置するものは嘗て舊秩序の下では中下層にあり、茶業の發展と共に、その經營を擴大して行つた農家である。そして現在の地域の茶業の中核はこの様な上昇し來つた農民層にあり前編に述べたK村農業協同組合の戦後の發展其他の基盤も此處に見出されるのではない。そして此處に於て穀作農業に比して比較的多くの資本投下を必要とする、茶業の發展の主軸が農民層であり、之に對して地主層は餘り關與してないと推測される點もこの地域の特色と云えよう。

以上、K村に於ける茶業の發展の農民層に與えた影響、及びその發展の擔い手について必ずしも充分でない資料を基に極めて總

第十表 Y部落の貸付地主上層茶業農家及び荒茶工場主の耕地所有の變動

(明治29年—昭和5年土地臺帳、以下24年農地調査戸票による。)(單位畝)

			貨 付 地 主			上 層 茶 業 農 家			
農 家 番 號			17	19	31	4	6	7	
水 田	明治	30	132	—	—	53	—	—	
	〃	35	132	60	—	53	—	—	
	〃	40	126	84	—	71	—	—	
	〃	45	101	91	—	89	17	4	
	大正	5	101	105	—	109	17	18	
	〃	10	101	129	209	72	41	18	
	〃	15	157	129	209	72	41	35	
	昭和	5	159	121	211	81	41	35	
	〃	20	90	174	193	72	38	35	
〃	24	77	59	52	60	38	35		
畑	明治	30	83	—	—	52	—	—	
	〃	35	83	82	—	60	—	—	
	〃	40	83	90	—	69	—	—	
	〃	45	71	90	—	66	—	—	
	大正	5	75	88	—	49	—	18	
	〃	10	75	88	67	42	22	13	
	〃	15	98	93	77	71	25	13	
	昭和	5	86	93	77	71	25	16	
	〃	20	117	104	100	163	100	99	
〃	24	66	107	96	155	100	99		
			荒 茶 工 場 主						
農 家 番 號			1	2	3	5	10	22	37
水 田	明治	30	43	—	—	—	—	—	—
	〃	35	63	—	—	—	—	—	—
	〃	40	50	—	—	—	—	—	—
	〃	45	56	—	—	—	—	—	—
	大正	5	52	—	—	—	5	—	—
	〃	10	52	—	17	34	10	—	—
	〃	15	52	10	44	34	12	—	17
	昭和	5	51	10	51	32	12	—	17
	〃	20	27	31	50	32	29	10	22
〃	24	24	31	47	28	29	10	22	
畑	明治	30	39	—	—	—	36	25	—
	〃	35	58	—	—	—	43	38	—
	〃	40	59	—	—	—	48	45	—
	〃	45	51	—	—	—	54	64	—
	大正	5	51	—	58	—	48	32	—
	〃	10	51	30	62	49	48	32	—
	〃	15	120	22	144	101	69	32	55
	昭和	5	120	13	144	131	69	32	57
	〃	20	320	165	154	153	95	67	34
〃	24	320	165	125	120	95	97	43	

坪的な推測を試みたわけであるが、多く單なる表面的な相關々係からの常識的な推測であつて、最も重要な現象としての相關々係

の内部的必然性についての検討は爲し得なかつたが、其れは次の機會を待ちたい。(研究員)

H 部落農家概況

3月農地調査戸票による)

(単位・畝)

茶業と農村

小 作 地			茶園反別	現 賃 付 地			農家番號
田	畑	計		田	畑	計	
-	-	-	210	-	-	-	1
-	220	220	160	-	-	-	2
-	86	86	130	-	-	-	3
-	150	150	145	-	-	-	4
-	52	53	150	-	-	-	5
-	-	-	120	36	44	44	6
-	-	-	59	-	27	63	7
-	100	100	100	-	8	8	8
22	-	22	70	-	-	-	9
-	-	-	80	-	-	-	10
-	-	-	80	-	10	10	11
30	48	78	50	-	-	-	12
9	80	89	65	-	-	-	13
-	10	10	30	-	-	-	14
-	85	85	70	-	-	-	15
-	-	-	36	11	-	11	16
7	23	30	42	29	-	29	17
4	17	21	54	-	-	-	18
13	8	21	50	-	-	-	19
-	58	58	50	-	-	-	20
-	30	30	60	-	-	-	21
-	23	23	12	-	-	-	22
-	50	50	50	-	-	-	23
10	50	60	40	-	-	-	24
11	17	28	33	-	-	-	25
19	24	43	35	-	-	-	26
-	-	-	44	-	-	-	27
-	-	-	39	-	-	-	28
-	18	18	28	-	-	-	29
-	35	35	30	-	-	-	30
-	30	30	25	-	-	-	31
-	9	9	21	-	-	-	32

1110

(つづく)

附表 1 (静岡縣榛原郡K村)

(8.1. センサス戸票、24年)

茶葉と農村

農家番號	經營面積			自作地		
	田	畑	計	田	畑	計
1	-	230	230	-	230	230
2	-	220	220	-	-	-
3	38	163	201	-	77	115
4	20	175	195	38	25	45
5	-	168	168	20	115	115
6	-	140	140	-	140	140
7	68	69	137	68	69	137
8	14	115	129	14	15	29
9	37	82	119	15	82	97
10	15	90	105	15	90	105
11	-	90	90	-	90	90
12	30	60	90	-	12	12
13	9	80	89	-	-	-
14	50	38	88	50	28	78
15	-	85	85	-	-	-
16	45	40	85	45	40	85
17	7	70	77	-	47	47
18	4	70	74	-	53	53
19	13	58	71	-	50	50
20	-	70	70	-	12	12
21	-	70	70	-	40	40
22	35	30	65	35	7	42
23	-	60	60	-	10	10
24	10	50	60	-	-	-
25	11	40	59	-	31	31
26	19	39	58	-	15	15
27	-	55	55	-	55	55
28	-	45	45	-	45	45
29	-	45	45	-	27	27
30	-	35	35	-	-	-
31	-	34	34	-	4	4
32	-	31	31	-	22	22

H部落農家概況（つづき）

茶業と農村

田の小作率	畑の小作率	茶園の比率	貸付地中田比率 (終戦時)	貸付地中田比率 (現在)	農家 番 號
-	0.0	91.3	-	-	1
-	100.0	72.7	-	-	2
-	52.8	51.2	-	-	3
0.0	85.7	67.4	-	-	4
0.0	31.5	89.3	-	-	5
-	0.0	85.7	-	0.0	6
0.0	0.0	42.9	63.1	56.3	7
0.0	87.0	77.5	0.0	-	8
59.5	0.0	78.7	-	-	9
0.0	0.0	76.2	-	-	10
-	0.0	88.9	0.0	0.0	11
100.0	80.0	55.6	-	-	12
0.0	26.3	34.1	-	-	13
-	100.0	82.4	-	-	14
0.0	0.0	42.4	-	100.0	15
100.0	32.9	54.5	100.0	100.0	16
100.0	24.3	73.0	-	-	17
100.0	13.9	70.4	-	-	18
-	82.9	71.4	-	-	19
-	42.9	85.7	-	-	20
0.0	76.7	18.5	-	-	21
-	83.3	83.3	-	-	22
100.0	100.0	66.7	-	-	23
100.0	35.4	55.9	-	-	24
100.0	61.5	60.3	-	-	25
-	0.0	80.0	-	-	26
-	0.0	86.7	-	-	27
-	40.0	62.2	-	-	28
-	100.0	85.7	-	-	29
-	88.2	73.5	-	-	30
-	28.6	68.3	-	-	31
100.0	100.0	73.0	-	-	32

(静岡縣榛原郡K村)

茶業と農村

農家番號	終 戦 時 貨 付 地			田 比 率	小 作 率
	田	畑	計		
1	-	-	-	0.0	0.0
2	-	-	-	0.0	100.0
3	-	-	-	18.9	42.8
4	-	-	-	9.3	76.9
5	-	-	-	0.0	31.5
6	-	-	-	0.0	0.0
7	474	276	750	49.8	0.0
8	-	8	8	10.9	77.5
9	-	-	-	41.6	24.7
10	-	-	-	14.3	0.0
11	-	10	10	0.0	0.0
12	-	-	-	30.3	100.0
13	-	-	-	10.1	86.7
14	-	-	-	56.8	11.4
15	-	-	-	0.0	100.0
16	29	-	29	52.9	0.0
17	-	-	-	9.1	39.0
18	-	-	-	5.4	28.4
19	-	-	-	18.3	29.6
20	-	-	-	0.0	82.9
21	-	-	-	0.0	42.9
22	-	-	-	53.8	35.4
23	-	-	-	0.0	83.3
24	-	-	-	16.7	100.0
25	-	-	-	18.6	47.5
26	-	-	-	32.8	74.1
27	-	-	-	0.0	0.0
28	-	-	-	0.0	0.0
29	-	-	-	0.0	40.0
30	-	-	-	0.0	100.0
31	-	-	-	0.0	88.2
32	-	-	-	0.0	28.6

Y部落農家概況（實數）

（單位・畝）

地 計	現 貸 付 地			計	終 戦 時 貸 付 地			農家 番號
	茶園反別	田	畑		田	畑	計	
-	250	-	-	-	9	-	9	1
11	166	-	-	-	-	-	-	2
20	100	-	-	-	-	-	-	3
-	120	29	20	49	40	28	68	4
-	100	-	-	-	4	33	37	5
-	90	-	-	-	-	-	-	6
-	80	-	-	-	-	-	-	7
39	55	-	-	-	-	-	-	8
-	41	-	-	-	-	-	-	9
12	70	11	-	11	11	-	11	10
53	48	-	-	-	-	-	-	11
48	49	-	-	-	-	-	-	12
-	50	田畑別不明		19	田畑別不明		19	13
-	46	30	-	30	30	-	30	14
79	44	-	-	-	145	55	200	15
-	25	49	12	61	62	63	125	16
-	45	-	-	-	-	-	-	17
-	40	20	50	70	-	-	-	18
20	40	-	-	-	-	-	-	19
19	50	-	-	-	-	-	-	20
-	35	28	13	41	21	13	34	21
9	42	-	-	-	-	-	-	22
28	40	-	-	-	-	-	-	23
66	40	-	-	-	-	-	-	24
29	45	-	-	-	-	-	-	25
47	32	-	-	-	-	-	-	26
-	40	16	21	37	36	21	57	27
3	28	3	2	5	3	2	5	28
31	20	-	-	-	-	-	-	29
33	38	-	-	-	-	-	-	30
-	35	20	5	20	20	-	20	31
-	50	28	-	33	169	8	177	32
44	25	-	6	-	-	-	-	33
11	43	18	-	25	18	6	25	34
47	30	-	-	-	-	-	-	35
20	29	(又貸し11地目不明)		-	-	-	-	36
-	30	4	-	4	4	-	4	37
-	50	20	-	20	20	-	20	38
23	25	-	-	-	-	-	-	39
-	32	-	-	-	-	10	10	40
18	30	-	-	-	-	-	-	41
-	25	-	-	-	-	-	-	42
34	24	-	-	-	-	-	-	43
12	30	-	-	-	-	-	-	44
-	38	21	-	21	30	-	30	45
56	10	-	-	-	-	-	-	46
30	25	-	-	-	-	-	-	47
43	5	-	-	-	-	-	-	48
16	20	-	-	-	-	-	-	49

茶業と農村

一三四

(つづく)

附表の 2 (静岡縣榛原郡K村)

農家 番號	經 營 面 積			自 作 地			小 作	
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑
1	24	286	310	18	170	188	-	-
2	46	178	224	35	178	113	11	-
3	47	140	187	47	120	167	-	20
4	32	130	162	32	130	162	-	-
5	38	120	158	38	120	158	-	-
6	40	100	140	40	100	160	-	-
7	35	99	134	35	99	134	-	-
8	51	70	121	32	50	82	19	20
9	29	87	116	29	87	116	-	-
10	33	80	113	21	80	101	12	-
11	35	70	105	12	40	52	23	30
12	31	71	102	4	50	54	27	21
13	30	71	101	30	71	101	-	-
14	34	59	93	34	59	93	-	-
15	31	59	90	2	9	11	29	50
16	28	61	89	28	61	89	-	-
17	21	66	87	21	66	87	-	-
18	33	52	88	33	52	85	-	-
19	30	55	85	10	55	65	20	-
20	20	65	85	6	60	66	14	5
21	30	55	85	30	55	85	-	-
22	19	65	84	10	65	75	9	-
23	28	55	83	-	55	55	28	-
24	38	45	83	2	15	17	36	30
25	21	62	83	-	54	54	21	8
26	32	47	79	-	32	32	32	15
27	23	53	76	23	53	76	-	-
28	31	44	75	28	44	72	3	-
29	40	34	74	10	33	43	30	1
30	21	52	73	-	40	40	21	12
31	25	48	73	25	48	73	-	-
32	12	60	72	12	60	72	-	-
33	40	32	72	-	28	28	40	4
34	22	49	91	11	49	60	11	-
35	33	36	69	9	13	22	24	23
36	31	37	68	14	34	48	17	3
37	18	50	68	18	50	68	-	-
38	17	50	67	17	50	67	-	-
39	27	38	65	17	25	42	10	13
40	22	42	64	22	42	64	-	-
41	26	38	64	8	38	46	18	-
42	22	40	62	22	40	62	-	-
43	31	30	61	-	27	27	31	3
44	15	42	57	3	42	45	12	-
45	9	47	56	9	47	56	-	-
46	30	26	56	-	-	-	30	26
47	23	32	55	3	22	25	20	10
48	33	22	55	12	-	12	21	22
49	26	28	54	11	27	38	15	1

H部落農家概況（實數）

（つづき）

地 計	現 貸 付 地				終 戦 時 貸 付 地			農家 番號
	茶園反別	田	畑	計	田	畑	計	
5	28	-	-	-	-	-	-	50
30	20	-	-	-	-	-	-	51
52	10	-	-	-	-	-	-	52
41	25	-	-	-	-	-	-	53
25	8	-	-	-	-	-	-	54
19	3	-	-	-	-	-	-	55
28	4	-	-	-	-	-	-	56
24	16	-	-	-	-	-	-	57
27	5	-	-	-	-	-	-	58
17	12	-	-	-	-	-	-	59

茶業と農村

Y部落農家概況（比率）

3月農地調査戸票による）

農家 番號	田比率	小作率	田の 小作率	畑の 小作率	茶園の 比 率	貸付地中田 比率(終戦時)	貸付地中田 比率(現在)
31	34.2	-	0.0	0.0	47.9	100.0	100.0
32	16.7	-	0.0	0.0	69.4	95.5	84.8
33	55.6	61.1	100.0	12.5	34.7	-	-
34	31.0	15.5	50.0	0.0	60.6	76.0	76.0
35	47.8	68.1	72.7	63.9	43.5	-	-
36	45.6	29.4	54.8	8.1	42.6	-	-
37	26.5	-	0.0	0.0	44.1	100.0	100.0
38	25.4	-	0.0	0.0	74.7	100.0	100.0
39	41.5	35.4	37.0	34.2	38.5	-	-
40	34.4	-	0.0	0.0	50.0	0.0	-
41	40.6	28.1	69.2	0.0	46.9	-	-
42	35.5	-	0.0	0.0	40.3	-	-
43	50.8	55.7	100.0	10.0	39.3	-	-
44	26.3	21.1	80.0	0.0	52.6	-	-
45	16.1	-	0.0	0.0	67.9	100.0	100.0
46	53.6	100.0	100.0	100.0	17.9	-	-
47	41.8	54.5	87.0	31.3	45.5	-	-
48	60.0	78.2	63.6	100.0	9.1	-	-
49	48.1	29.6	57.7	3.6	37.0	-	-
50	34.0	9.4	27.8	0.0	52.8	-	-
51	47.2	56.6	100.0	17.9	37.7	-	-
52	57.7	100.0	100.0	100.0	19.2	-	-
53	20.0	82.0	100.0	77.5	50.0	-	-
54	61.0	61.0	100.0	0.0	19.5	-	-
55	48.7	48.7	100.0	0.0	7.7	-	-
56	78.9	73.7	80.0	50.0	10.5	-	-
57	40.0	68.6	100.0	47.6	45.7	-	-
58	53.1	84.4	100.0	66.7	15.7	-	-
59	53.1	53.1	100.0	0.0	37.5	-	-

(静岡縣榛原郡K村)

茶葉と農村

農家 番號	經 營 面 積			自 作 地			小 作	
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑
50	18	35	53	13	35	48	5	—
51	25	28	53	—	23	23	23	5
52	30	22	52	—	—	—	30	22
53	10	40	50	—	9	9	10	31
54	25	16	41	—	16	16	25	—
55	19	20	39	—	20	20	19	—
56	30	8	38	6	4	10	24	4
57	14	21	35	—	71	11	14	10
58	17	15	32	—	5	5	17	10
59	17	15	32	—	15	15	17	—

附表2の2 (静岡縣榛原郡K村)

(8.1. センサス戸票、24年)

農家 番號	田比率	小作率	田 の 小作率	畑 の 小作率	茶園の 比 率	貸付地中田 比率(終戦時)	貸付地中田 比率(現在)
1	7.7	—	0.0	0.0	80.6	100.0	—
2	20.5	4.9	23.9	0.0	74.1	—	—
3	25.1	10.7	0.0	14.3	53.5	—	—
4	19.8	—	0.0	0.0	74.1	59.4	59.2
5	24.1	—	0.0	0.0	63.3	13.2	—
6	28.6	—	0.0	0.0	64.3	—	—
7	26.1	—	0.0	0.0	59.7	—	—
8	42.1	33.2	37.3	28.6	45.5	—	—
9	75.0	—	0.0	0.0	35.3	—	—
10	29.2	10.6	36.4	0.0	61.9	100.0	100.0
11	33.3	50.5	65.7	42.9	45.7	—	—
12	43.2	38.4	87.1	29.6	39.2	—	—
13	29.7	—	0.0	0.0	49.5	—	—
14	36.6	—	0.0	0.0	49.5	100.0	100.0
15	34.4	87.8	93.5	84.7	48.9	—	—
16	31.5	—	0.0	0.0	28.1	49.6	79.0
17	24.1	—	0.0	0.0	51.7	—	—
18	38.8	—	0.0	0.0	47.1	72.5	28.6
19	35.3	23.5	66.6	0.0	47.1	—	—
20	23.5	22.4	70.0	7.7	58.8	—	—
21	35.3	—	0.0	0.0	41.2	61.8	68.3
22	22.6	10.7	47.4	0.0	50.0	—	—
23	33.7	33.7	100.0	0.0	48.2	—	—
24	45.8	79.5	94.7	66.7	48.2	—	—
25	25.3	34.9	100.0	12.9	54.2	—	—
26	40.5	59.5	100.0	31.9	40.5	—	—
27	30.3	—	0.0	0.0	52.6	63.8	47.1
28	41.3	4.0	9.7	0.0	37.3	60.0	60.0
29	54.1	41.9	75.0	2.9	27.0	—	—
30	28.8	45.2	100.0	23.1	52.1	—	—